

高齢者雇用安定法の改正を踏まえた

マイベストプロ **新潟**
に選ばれた
小野本事務所から
ご案内です

「高齢者の雇い方」セミナー

〒950-2101 新潟市西区五十嵐1の町7229-2
小野本 社労士 事務所

60歳から年金がもらえない！

いよいよ60歳になっても年金がもらえない時期が目前に迫りました。
65歳までの雇用は法改正で事業主の義務となりました。

しかし「どのような条件で再雇用すればいいのか」

「全員、必ず雇用しなければならないのか」

「国から支給される年金・雇用保険のしくみがわかりにくい」
といった声をお聞きます。

法律が求めていることを確認し、具体的な対策を考えましょう。



セミナープログラム

- 1 改正法の内容
12年の経過措置とはどういうこと？
労使協定の見直し方
- 2 今後予想されるトラブル
- 3 知らないと困る、年金のしくみ(無年金世代の今後)
- 4 変更に注意！社会保険・雇用保険の手続き
- 5 無年金時代の賃金設計
- 6 トラブルを起こさない60歳からの雇用契約書の作り方

「他社の事例の話から学ぶことが多く、とても参考になりました」

「具体的な事例が多く、わかりやすいセミナーでした。資料がよくできていてありがたい」

「質問に明確な回答をいただき、もやもやしていたものがすっきりした」(セミナー後のアンケート)

過去の小野本事務所主催セミナー、各種団体での講演は、多くの経営者・管理者の皆様から御好評を頂いております。

【セミナー 開催要項】

日時：平成25年2月22日(金) 13:30～16:30

会場：新潟ユニゾンプラザ4階 研修室4(新潟市中央区上所2-2-2)

定員：先着20名(定員となり次第 締め切らせていただきます。経営者、事務担当者2名様でのご参加をお勧めします)

受講料：1名 10,000円(消費税込み) 2人目半額5,000円

講師：小野本 社労士事務所 所長 小野本 美奈子

お問い合わせ電話は 小野本 社労士事務所 電話 025-268 6120

メール info@sr-onomoto.jp

参加をご希望の方は、下記に必要事項をご記入のうえ、今すぐ FAX 025-268-6130 をお送りください。
お申込み確認後、受講票・会場案内図・お振込先案内をお送りいたします。

【参加申込書】(月 日申込)

御社名		
ご住所 〒		
電話番号	FAX番号	
参加者名	役職	E-mail
参加者名	役職	E-mail

小野本 社労士事務所 tel025 - 268 6120 ホームページ<http://www.sr-onomoto.jp/>でも随時受付！

お申込み FAX 025 - 268 - 6130 (24時間受付)